

れから施策が大分変化をしていくというふうに認識をいたしているところでもあります。

本市といたしましても情報収集に努めまして適切に対応いたしますとともに、当面は直接支払いの拡大あるいは経営の改善に結びつく施策の充実・拡大につきまして、地域の要望、現場の要望を十分に取りまとめまして関係機関に要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○佐々木謙二議長 1番、竹田博一議員。

○1番 竹田博一議員 それぞれの立場からお答えいただきまして、ありがとうございます。大変詳しくお答えいただきましたので、再質問はいたしません。

ただ、今後、米価の上昇を期待して質問とさせていただきます。ありがとうございました。

高橋孝夫議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位8番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 私は、市民生活の向上と長井市の行財政運営が誤りなく展開することを願いながら質問行きます。通告しております2点について質問申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、地区公民館運営を指定管理者とすることについてです。

この件については、昨日の蒲生吉夫議員、そして先ほどの大道寺議員の質問でも取り上げておりますので、私の質問内容と重複する部分が多いと思っておりますが、「前に答弁したとおりです」などと言わずにそれぞれお答えをいただき

たいと思っております。

さて、総務・文教常任委員会協議会では、この課題でこの間、7月の16日、8月の19日、8月の20日の3回にわたって教育委員会から説明をいただいております。その際に示された資料は、いずれも「公民館のさらなる活性化を目指して」というものであります。私は、この間3回の協議会での説明を受けてもなお理解できない内容が多く、今も戸惑っているというのが正直な状況です。通常であれば3回も説明を受ければ理解と納得が得られると考えられますが、私は残念ながらそうはならないままです。こういった状況を理解いただいた上で、以下項目ごとに質問したいと思います。

第1点目は、自立計画は見直されてきたのかという点について伺います。

本年6月定例会での大道寺議員の一般質問に対する市長答弁では、「今の指定管理者制度の進め方については自立計画並びに行財政の計画の中で既定路線として載っている部分でございまして、例えばここには私ども図書館も果たしてこれでいいのだろうかというじくじたる思いはしております。しかしながら、現状のままでも必ずしもいいとは判断できない部分でございまして、そんなことから計画にのっとり、あと主管課の意向を最大限尊重して判断をさせていただいたということでございます」として図書館の指定管理者への意向を説明をしながら、一方では、「これからの進め方についてはしっかりとそういった自立計画、集中改革プランにとらわれずにきちんと検討して行ってまいりたいと思っております」と答弁されています。

同時に、6月定例会予算特別委員会での蒲生吉夫議員の総括質疑に対する市長答弁では、「入園料など料金をいただくものについては指定管理者制度になじむのではないかなど、そういう視点から検討しなければなりませんし、都市公園とか運動場、野球場とかそういった部分

なんかもいろいろ考えられると思いますので、総務課を中心といたしましてきちんとこれからの指定管理者制度の方針を定めながら各公の施設のあり方について検討してまいりたいというふうに思っております」と触れられております。

私は、これらの答弁をお聞きして昨年10月に改定された「長井市行財政改革推進計画2006～集中改革プラン～」で示されている指定管理者制度導入についてはしかるべき見直しや再検討がなされた上で提案があるものと感じたところです。しかし、現実には自立計画、集中改革プランで述べられている4年以内に指定管理者制度に移管する事業どおりに進めようとしているわけです。私は、このようなやり方には疑問を感じます。

そこで教育長に伺います。6月定例会で市長が答弁された内容を受けて教育委員会は、この間どういった内容の見直しを展開されてきたのか。そしてその結果はどのような結論を導き出されたのかについて、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

第2点目は、地区公民館の運営を指定管理者とすることのねらいは何かについて伺います。

申し上げましたように、これまで3回にわたって私どもは教育委員会から説明を受けてきました。その3回の説明資料、公民館のさらなる活性化を目指してでは、いろいろなことが触れられています。

7月16日に示された資料では、平成20年3月に策定された長井市公民館振興計画は、生涯学習中期振興計画を補完することを目的に策定され、その中で最重要課題として考えられる、1つは長井方式のさらなる進展、2つは自主・自立による公民館運営、3つは協働のまちづくり、4つは地域の核となる公民館、5つ目にこれまでの組織改編のふぐあいの整理、6つ目に地区公民館と行政の連携の整理という目的を実現するため組織を見直し、指定管理者制度を手段と

して導入を図るものとしてしています。

そして指定管理者制度導入により考えられる効果として、これは11点上げられています。1つは適切な管理体制が確立できる、2つは地方自治法に即した組織となる、3つは現在の業務委託の形態に際し偽装請負の疑いの指摘が解消される、4つは長井方式、公設民営の考えがさらに進展できる、5つは自主・自立と協働の考えがさらに進展できる、6つは設置目的や社会教育法等に逸脱しない範囲でさまざまな自由度の高い事業展開が可能となり、その収益も歳入として見込むことが可能となる、7つは導入に際しそれぞれの地区に合った組織の構築が図られる、8つは地域の核となる公民館の構築が図られる、9つ目は市の委託料に左右されていた事業費に自助努力によるカバーが可能となる、また複雑な会計処理の合理化が可能となる、10番目はゆだねる期間が複数年となるため中期展望をくみした事業展開が可能となる、11点目に公民館主事の身分の安定化が図られるとされています。

そして指定管理者制度導入後の想定される組織運営として、社会教育法を遵守し、公民館として生涯学習を中心とした事業を実施する組織を構築すること、公民館長の教育委員会任命を行わず運営協議会に組み込むこと、長井方式を堅持することを掲げ、それぞれに組織改革をしてもらうこと。指揮命令等の問題を解決するとともに、組織的な課題を整理解決し、地域の核となる公民館に移行しますとされていました。

8月19日示された資料では、7月16日に示された内容とは一変し、指定管理者制度導入後のメリットなどは一切触れずに次のようになってきました。評価の高いこれまでの長井方式をそのまま続け、公民館長と主事を骨格とした現在の運営方法を踏襲することが重要で、行政依存からの脱却も含め不安なく履行する方法が指定管理者制度であると考えられるものとして、平

+

成18年度からの公民館運営を主事の身分を含めて、各地区の運営協議会に業務委託を行うこととした際の整理の仕方が不十分であったと整理するものです。業務委託は、指揮命令権の課題に加え賠償責任、施設整備の無償貸与の課題もあり、請負の形態をなしていません。あわせて非営利的な団体である運営協議会に賠償責任を負わせることや施設整備を有料にしていくことはなじみませんとなり、地域担当職員については地域コミュニティの活性化のため進める必要があると言及しています。

それが8月20日の資料では、地域担当職員での言及はカットされて示されてきたというのが今日までの経過であります。

冒頭に申し上げましたように、私が理解と納得をすることがなかなかできないとする内容は、この資料にあります。言わんとするところが理解できないのです。次の項で申し上げます将来の公民館の位置づけについては一たん置いて考えても果たして指定管理者とすることのねらいがどこにあるのかがこの間の説明からは浮き出てきません。

3回の説明と資料から考えられることは、7月11日の資料でいう現在の公民館運営課題についての項で言われている「業務委託の運営には公民館主事に対する指揮命令権の課題があります。指揮命令権は委託先の運営協議会長にあり、教育委員会側にないということです。地区公民館長は、教育委員会で任命しており、運営協議会職員である主事に対して指揮命令権がありません。地区公民館長と運営協議会との責任分担も不明確となっています。あわせて議会では、偽装請負ではないかとの指摘もあります。公民館運営の核となる主事と一緒に業務をつかさどる公民館長の間指揮命令権がとれないふぐあいが存在します」としていること。

そして8月19日の資料で言う「平成18年度からの各地区の運営協議会に業務委託を行うこと

とした際の整理の仕方が不十分であったと整理するものです」ということにこそ問題があり、だから指定管理者制度導入ということになったのではないかと感じます。だとするならばこのねらいはおかしいことと言わなければなりません。

平成18年3月定例会で藤原議員の一般質問に対して、教育長は次のように答弁しておられます。公民館長と運営協議会会長という2人の監視役に見守られて働く公民館主事の立場が心配であるという質問ですが、現実的に頭2つという心配もあるようではありますが、公民館長とか運営協議会の会長の仕事、役割を明確にすることで解決できると考えています。公民館長は、社会教育法や条例に基づいて教育委員会が任命します。社会教育法や条例の規定では、館長は公民館の行う各種事業の企画、実施、その他必要な事務を行うとあります。業務の企画、実施については運営協議会に委託するので運営協議会の業務になるわけですので、館長は業務を委託した側の立場になります。そこで館長としての仕事、役割を5点に整理をしました。これ省略します。館長は、公民館運営全体的なコーディネーターの役割があると考えています。また、運営協議会の会長の仕事は、大きく3点と考えられます。これも省略します。このことによつて主事は、今年度までと同様に事業を企画立案し、運営協議会の承認を得て、日常的には館長と連携をとりながら事業を実施できると考えています。また、館長と協議会会長とのそごを心配されているようではありますが、そういうことにならないように現在各地区において館長と運営協議会の方々で来年度の体制づくりをいただいているところですよという答弁があり、実際は現在の一部業務委託という形態をとってきたわけです。

さらに平成19年6月定例会での藤原議員の一般質問に対して、教育長は次のように答弁され

ています。「偽装請負ということに関してお答えしたいと思いますが、今の公民館組織では館長が運営協議会の職員である主事へ指揮命令権はありません。現場の館長さんからは、現場は指揮命令で動いているわけではない、連絡調整を密にしてお互い協力しながらうまく動いているので問題はないと聞いているところです。現場では、それぞれの職責と立場をわきまえて公民館運営をしているということで、法的にも問題はないととらえているところです」という答弁をしておりますし、最後の方で「今の長井市の公民館の場合は偽装請負ではないと判断しているところです」という内容の答弁でありました。

私は、これらの一連の答弁と今回の教育委員会の説明資料には、1つは一貫性が全くないこと、2つは整合性が感じられないこと、3つはいろいろな指摘に対して絶対的な自信を持った答弁がなぜこんなに簡単に覆ってしまうのか不思議で仕方がない、4つは一体どっちを信じればいいのか判断がつかない、5つはこれまでの議会での発言や指摘、さらに意見などは当局にとって果たしてどれだけの意味合いがあったのか情けなく感じることに、6つはそしてこれまでの答弁の責任はだれがどのようにとっていくのかが不明確なままにはこの議論はこれ以上前に進めることはできないのではないかと感じることもなどなど、ただただ啞然とするばかりであります。申し上げましたように、平成18年度から一部業務委託が未整理であったとする言い分が唯一の指定管理者制度導入のねらいであるとするかのような言い分は、この間の答弁からはいささかも感じることはできないと言わなければなりません。この間の議会答弁を踏まえて教育長からは納得いく答弁をいただきたいと思っております。

私は、同時に、平成18年2月に策定をされた集中改革プランと、その後、平成19年10月に改

定された改定版集中改革プランの時間差にも影響されているのではないかと感じています。最初の集中改革プランでは、各地区公民館業務は平成18年度に委託を予定する業務として位置づけられてきました。しかし、改定版では、組織強化を含めた指定管理者制度ということで、申し上げましたように4年以内に移管、委託を予定する業務とされています。結果的に見れば教育委員会は、この間ひたすら集中改革プランという内容に沿うことを第一義的にとらえ、実施に向けて懸命に走ってきたとも言えると感じます。そのためにさまざまな見解や法解釈などの答弁を繰り返さざるを得なかったとも感じられます。しかし、その結果は何をもたらしたのでしょうか。その都度のご都合主義とも言える答弁がまさに今新たな展開策にはつながらないし、何よりも当局に対する不信感だけが増幅されるというような事態を私は了とはできません。教育長の明快な答弁をいただきたいと思っております。

第3点目は、将来の公民館の位置づけについて伺います。

申し上げてきましたように、私はこのたびの当局の提案では将来の公民館像を描くことはできません。なぜならば公民館のさらなる活性化を目指してとする資料には、ごちゃごちゃとあれこれ記述が踊っているとしか見えないからです。私の不勉強が大きな要因であるとは思いますが、それにしても社会教育法という公民館と言ってみたり、一方で地域コミュニティセンター的な考えがかいま見えたりする内容になっていると感じるのは私一人ではないと思っております。私は、総花的にいろいろなことを羅列をするのではなく、明確に将来の公民館像を示して、それに向けて今何をしていくのかを明らかにしていくことが最も大切なことだと思います。教育長は、どのように公民館の将来像を描いておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

私は、地域のコミュニティの核としての位置

+

づけがこれからは不可欠になると考えていますが、そうであれば地区公民館運営を指定管理者にしていくという考え方は逆行すると考えています。このことも含めて答弁をいただきたいと思えます。

第4点目は、関係機関、職員などの理解と納得はどう図られているかについて伺います。

私は、この間複数の公民館主事からお話を伺ってまいりました。その中では、1つは地区公民館の運営を具体的にかつ主体的に担う主事の皆さんが指定管理者制度導入には納得しているわけではないこと、2つは結局は財政が大変だからというところについてしまうのではないかと、それでは事業そのものだって縮小や内部努力でということになるのではないかとという心配の声が出されていること、3つは公民館主事という仕事をこれからも続けていけるのかどうか、身分はどう確保されていくのか、3年後は一体どうなるかなど将来に対する不安でいっぱいであることなどが出されています。

具体的には、説明会はあったが、「こういう制度になります」という説明の仕方であり、上から言われれば反対とは言えない。財政危機を乗り切る手段なのか、本当の公民館活性化につながるのか判断できる説明がない。財政危機を乗り切るためということであれば活性化というのはどういう根拠で言っているのかわからない。本当はどっちなのかわからないし、不安を感じる。「直営で」と言ったら、「直営になれば職員待遇は悪くなる」という説明であった。そういうふうに言われれば認めるしかない。社会教育法の遵守ということになれば何ら今までと変わらないと思う。変わらないのであれば、もろ手を挙げて賛成ではないが、仕方がない。みんな半分はあきらめムードであり、上が決めたのだから仕方がないという気持ち。文教の杜もなったし、今度は公民館ということか。地区長や自治公民館の役員などにも説明されているが、

大半はわかったようなわからないような感じである。ほとんどの人はわからないままになっているのではないか。この間身分が何回も変わった。上には従わなければならないが、ころころ変わり過ぎる。ちゃんと身分を固定してほしい。3年後には別の経営体になるかもしれない。気持ち的に不安を感じるし、若い人もなおさら不安だと思う。齋藤市長、平市長、目黒市長、そして内谷市長と市長がかわるたびに運営形態も身分も変わってきた。事務管理公社職員の時代までは比較的順調だったが、それ以降はおかしくなっていると感じる。館長と会長は別々になったことで館長は浮いてしまっている状況もある。昔の活気がなくなってしまった。説明では、「組織体制がとれなければ平成22年度からでも仕方がない」ということであった。とすれば無理して頑張らなくてもいいのではないかと感じてしまう。本当にそんなことでやれるのだろうか。全館一斉でなければおかしいのではないかなどなどの声をお聞きをしたところです。

私は、公民館業務や運営の中核を担う公民館主事の皆さんがなかなか理解や納得をしている状況にはないということを感じさせられました。このような状態で本当にうまくいくのだろうかとか改めて考えさせられたところです。教育長はどのようにとられておられますか。公民館主事の皆さん全員が理解と納得をして地域の住民にも胸を張って自信を持って説明することができ、「一緒に頑張ろう」と先頭で訴えることができるようになっていとお考えでしょうか。現時点でどうとらえておられるか、お聞かせをいただきたいと思えます。

私は、理解と納得を得ている状況にはないと感じています。だとするならば今後どういった対応をお考えか、あわせてお聞かせをいただきたいと思えます。教育委員会で決まったからとか議会で決まったからというような事後対応ではいけない切実な問題だと私は考えます。この

ことも含め答弁をいただきたいと思います。

以上申し上げてまいりましたように、私は今回の提案には多くの不安を感じます。このまま進めていくことにはならないとも感じます。今求められているのは、この間繰り返してきたような問題が発生したから何とかしなければならないという対処方針ではないと考えます。将来の公民館をどう位置づけ、将来像の実現に向かってどうして全体の意思を統一していくのか、その際そこにかかわる職員の身分や待遇はどうあるべきなのかを明確にしていくこと、そして我々それらの道筋を明らかにしながら理解と納得の上で進めていくことが本当に求められていることだと私は思います。その意味で時間をかけて問題点を整理し、研究し、議論していくことが必要だと痛切に感じます。このままでは余りにも拙速過ぎるのではないかと感じます。私は、この間の経過や進捗状況、そしてさまざまな実情を考えれば再検討していくことが何よりも求められていると感じますが、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

昼のようですから、ここで一たん終わります。

○佐々木謙二議長 高橋孝夫議員には壇上からの質問、大変途中で申しわけありませんけれども、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後に引き続き質問を継続してお願いを申し上げたいと思います。

それでは、再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、高橋孝夫議員の一般質問を続行いたします。

10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 それでは、続けさせていただきます。

質問の第2は、市財政の今後についてです。

本定例会に初めて2つの報告がなされました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるもので、1つは平成19年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてであり、2つは平成19年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告についてであります。

長井市の場合は、一昨年から心配されてまいりました実質公債費比率が23.6%ということになり、起債の際の許可は必要となりますが、新たに外部監査を入れる必要はなくなったこととなるわけです。また同時に、普通会計における財政分析指標では経常収支比率が前年度対比で0.5%改善し、97.3%となったこと、財政力指数は前年度から0.007ポイント改善し、0.466%となり、起債制限比率は前年度より0.3%改善し、14.9%となっていることなどを見れば財政はよくなっているように見受けられがちです。しかし、さきの全員協議会での財政課長の説明や監査意見書でも触れられているように実質公債費比率が低下したのは総務省の計算式の内容が変更されたことによるものであって、早期健全化基準とされる25%をクリアしたのは自前の財政努力の結果でもなければ財政が好転した結果とも言えないことも同時に踏まえておかなければならないと思います。

そこで市長に伺います。私は、実質公債費比率が早期健全化基準に該当しないことは内心ほっとする気持ちですし、ほかの財政指標も少しずつ改善に向かっていることは喜ばしいことと感じますが、だからといって長井市の財政が好転したとはまだまだ言えない事態にあると思っています。市長の率直な感じ方、実態はどうかについて考え方を聞かせをいただきたい

と思います。

また、財政課長からは昨年度までの実質公債費比率の計算式を用いれば今年度の実質公債費比率はどれくらいになるのか教えていただきたいと思います。平成19年度主要な施策の成果報告書によれば第3年度の平成20年度の目標値は25.9%としているわけですが、この目標値から見てどうなのか明らかにしていただきたいと思います。

私は、この間なかなか理解できないことがありました。それは最近になって当初計画にはなかったものや全く説明のなかった事業が突然行われているということです。それらは大がかりなものではないし、財政支出からいっても多額を要するものではないようです。しかし、それらの設備が本当に今の長井市にとって必要不可欠なものかといえば疑問を感じざるを得ません。とりわけ財政再建を目指す長井市にとって、みずから率先垂範し、先頭で頑張らなければならないところで行われたことは極めて残念でなりませんし、今でも理解に苦しみます。私は、こういったことが内部に波及しはしないか心配ですし、何よりも緩みとなって蔓延するのではないかと心配しています。厳に慎んでいかなければならないことと思いますが、どうでしょうか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

第2点目は、今後の財政運営のポイントについて財政課長に伺います。

私は、これまでも財政再建策に特効薬はないし、急激に好転するための施策などはないと考えてきました。そういった状況でもこの間やることはやってきたと思いますし、監査意見書でも触れている市債の繰り上げ償還などについても最大限にさまざまな国の施策を受けて展開してきたと感じています。となれば今後は何にポイントを置いていくのかについての研究や検討が求められると私は思います。現時点で財政課長が考えておられる、あるいは現に進めよう

としておられる内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

昨日の安部 隆議員の一般質問に対する市長答弁では、「借地の見直しなどで対応したい」という新たな考え方も示されていますが、具体的にはどういうことなのかも含めお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

高橋議員からは2点につきましていろいろご提言、ご指導いただきまして、まことにありがとうございます。

私の答弁につきましては、2の市財政の今後についてということで、諸指標はクリアされているが、財政の実態はどうかという点についてのご質問等々だというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり、実質公債比率は財政事情の好転によるものではなく、算出方法の変更により早期健全化基準を下回ったということで、外部監査導入等の必要がなくなったものでございます。

しかしながら、長井市の23.6%という数値は決して低いものではなく、直近の情報では県内13市のうち新庄市に次ぐ2番目に高い数値であるということは昨年同様ではないのかなというふうに思われます。

また、将来負担比率の224.7%につきましても基準値の350%を下回ったというものの地方債残高と債務負担行為による支出予定額の合計額が標準財政規模の2倍以上あるということであり、決して予断を許す状況でないというふうに認識しております。

これらの状況を踏まえまして、18年度以降取り組んでおります公債費適正化計画及び財政健

全化計画を着実に実行し、引き続き財政健全化に向けて努力してまいりたいというふうを考えております。

また、議員からご指摘ありました当初計画になかった事業が突然行われたということから財政的に余裕が出たなどという誤った考えということは全くなく、また緩みがあったということでもございません。大変誤解を招いたのはおわびしなきゃいけないというふうに思っておりますが、昨日の我妻 昇議員からのご質問や提言でもありましたように、私としては例えば市報、直接市民との対話あるいは市の情報を公開するという意味では、非常に重要な部分についても今は我慢しなきゃいけないときだというふうに思っておりますし、例えばこれから敬老会のシーズンがあるわけでございますけども、単独で敬老会実施する地区からお招きをあずかっておりますが、果たしてどんな顔して出席したらいいかという本当につらい思いでございますし、9月の15日前後にドイツのバート・ゼッキンゲンで姉妹都市25周年の締結式でございます。残念ながら財政状況から出席できないということで田中教育委員会委員長に代理として署名をお願いするわけでございますが、前回の平成13年から17年の財政再建5カ年計画、この際、前市長はゼッキンゲン2回行っております。私は、そういったことも含めて自立計画あるいはこういう財政再建に聖域は一切設けないという考えでありますので、決してそういった緩みではなく、今回の事業については必要最低限のものをさせていただいたということで、誤解を招いたことおわびいたしますけども、ご理解を賜れば大変ありがたいというふうに思います。

また、市の職員との意見交換会を6月の18日から9月の2日まで、ほぼ全職員と21回に分けて意見交換会を行ってまいりました。また、西置賜行政組合の方にも全職員を対象として7月から8月にかけて8回の意見交換会を行ってま

いりまして、引き続き財政状況が厳しいんだということを改めて職員の皆様にもご理解いただくようお願いしたと。

しかしながら、やればできるんだというような自信を持っていただきたいということと、それから今は何とかみんなで力を合わせて、やっぱりお金がないところは知恵を出し合ってこの難局を乗り越えていこうと。ただし、必要なものについては財政措置もしたいと。例えば今までパソコンの方ですね、1人1台ということを実現できなくていたところでございますけど、ことしから3カ年でパソコンも導入しますし、また職員の中からもいろいろ意見あった中でも例えば研修、職員の資質の向上あるいはモチベーションを上げ、スキルアップのための研修をさせていただきたいとか、そういった要望などについてもこれは来年から考えていかなければならないと思っておりますので、そんなことで決して気が緩んだのではないということでございますので、このたびについてはおわび申し上げながらご理解を賜りたいというふうに思っております。私の方からは以上でございます。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 高橋孝夫議員のご質問5点についてお答えをします。

まず1点目、自立計画は見直されてきたかということですが、先ほど高橋議員からもありましたが、平成19年の9月28日、長井市行財政改革推進委員会で長井市自立計画の見直しのための提言として「長井市行財政改革推進計画2006～集中改革プラン～」の見直しが行われました。その中で民間委託等の推進として、地区公民館の機能強化を含めて指定管理者への移行を進めるべきであるというふうに見直されました。この提言と集中改革プランは、行政そのものを進める上で大変重要であるというふうに考えております。地区公民館の運営については、平成19年度当初から生涯学習中期振興計画を補完する

+

長井市公民館振興計画策定に着手して多方面にわたる審議を得た結果のものと考えています。改革プランにあるからではなく、公民館のあり方を真剣に討議し、課題整理とともにつくり上げたものです。

また、現在の直営、一部業務委託の手段による運営は、早急な是正の必要があることがわかりました。業務委託を続行するには、非営利的団体である運営協議会に対して賠償責任の条項を加えなければならないこと、また施設や設備等の無償貸与の条項を削除して総務契約を結ばなければならないことなど請負という手段に対して数々の改正が必要となります。

以上のことを整理した結果、地域づくりのために参画している運営協議会の委員と館長と公民館主事を骨格とする公民館運営に指定管理者制度を導入することが最良の手段であると判断しました。

今年度に入りまして地区の運営母体である協議会、館長会、主事会などで説明をし、制度導入時の課題整理を行い、加味した上で指定管理者制度導入を図るものです。並行して庁議での審議も経て実施に至るものです。

教育委員会としても6月、7月、8月の定例会、また社会教育委員会においても6月、7月に公民館のさらなる活性化を目指しての資料のもとに今後の公民館のあり方について十分審議をし、承認を得たところです。なお、庁議においても承認を得ているところです。

2点目の指定管理者とすることのねらいは何かということについてお答えをします。

行財政改革の流れでもあり、もう一つは現在の組織のふぐあいを改善すること、住民主導型の長井方式による公民館の機能がより発揮できるのでないかというふうに考えています。平成18年度からは事務管理公社の問題もあって今の組織に変えたわけですが、当時は教育委員会として指定管理者制度についても勉強不足であっ

たし、直営にこだわった経緯があります。長井市としても指定管理者制度については話題にならず、業務委託の方向でしたし、あわせて主事の給与の改善という課題もあって、それらの条件をクリアする組織を当時は真剣に検討し、今の組織にしたわけですが、結果的にふぐあいが生じたということ率直に認めなければならぬというふうに思っています。それらを改善する選択肢としては、正職員による直営か指定管理者しかないのではないかと結論になったところです。今の流れでは直営は考えられないということになれば、今の公民館運営を維持し、地域課題に沿った、また長井市が目指す協働のまちづくりを推進するために指定管理者制度の導入に踏み切りました。

議員からもありましたが、導入のねらいは、長井方式のさらなる推進、自主・自立による公民館運営、協働のまちづくり、地域の核となる公民館、これまでの組織改編のふぐあいの整理、地区公民館と行政との連携の整理などを行うべく指定管理者制度の導入を図るものです。特に運営協議会の組織の強化が大事と考えています。現在は館長と運営協議会との間に指揮命令権はなく、事業を推進する上で課題となっています。指揮命令のみで動いているわけではありませんが、業務委託請負から指定管理者制度に変えて指揮命令を一本化することでさらに館長と主事を骨格とした運営形態を充実することができるというふうに考えています。

加えて課題となっていた賠償責任や設備の無償貸与の課題も解決できます。

あわせて行政内の整理と公民館事業費の整理も行いたいという考えです。

3つ目は、将来の公民館の位置づけについてお答えをします。

将来的にも社会教育法上の公民館としての機能を有することが大事というふうに考えています。コミュニティセンター化したらどうかとい

う意見もありますが、コミュニティセンターを日本語にすると「地域の集会所」、「公民館」と訳している辞書もあります。コミセンも公民館もその場所に何らかの目的を持って集い、いろんな学習や行事を通して良好な人間関係を築く場所であるということは同じであると思っておりますが、公民館は地域課題に沿った意図的な学習を仕組み、その成果を地域づくりに生かしていくことに意義があると思っております。公民館で営利目的の事業の必要があるのかどうか、なぜ社会教育法上の公民館で悪いのかをもっと議論する必要があるなというふうには思います。年度ごとに地域からいろんな要望、課題を出してもらい、よりよい方向に検討することも必要であると思っておりますし、3年後も非公募として長期契約を結びたいというふうに考えているところです。

また、地域課題に即した事業を実施可能とした長井方式を推進し、地域の自主・自立と協働のまちづくりを進めることで地域力を高めるような地域の核としての公民館ができることを期待しているところです。将来の合併等不透明な中でも地域性が守られる単位の中核になるのが地区公民館で、活性化が進むことによって地域課題に即した対応が可能になり、まさに地域コミュニティの核としての公民館が期待されるのではないというふうに思います。そのためにも今の組織のふぐあいを解消し、公民館を代表する館長の理念、ビジョンが反映できる指定管理者制度の導入は逆行するものとは考えていません。

4点目ですが、関係機関・職員等の理解と納得はどう図られているのかということについてお答えをします。

トータルな公民館運営については、平成19年度における長井市公民館振興計画策定にさかのぼります。計画策定では、地区公民館館長会が7回、公民館主事会が6回、運営協議会長会が

1回、社会教育委員会議が4回、教育委員会が5回の協議を図りました。策定後、今年度に入りましてから運営協議会が各1回ずつ、計6回、社会教育委員会議が2回、教育委員会が3回、公民館長会が4回、公民館主事会が4回、地区長会、自治関連で延べ7回、庁議が1回の協議を持ちました。昨年度より指定管理者制度のこと、制度導入の目的、公民館の組織運営方法、リスク等を時間をかけて説明を申し上げてまいりました。理解が得られたものと考えています。教育委員会としても現実に現場を預かっている館長、主事の皆さんに理解していただくことが最も大事ということで、事後対応ということにならないようにこれまで何回も話し合いを持ってきています。

5点目ですが、このまま進むことに不安を感じるということにお答えを申し上げます。

基本的には高橋議員ご指摘のとおりだというふうに思います。そのために昨年度よりいろいろな関係機関と十分な時間をかけて説明し、意見交換を行ってきたと考えています。職員の身分、待遇についても話し合いを持ち、理解をいただいたと思っております。

また、拙速過ぎるのではないかとというご指摘ですが、これまでこの問題に関しては1年半かけていますので、決して急ぎ過ぎということはないと考えています。なお、これからも館長会、主事会等でそれぞれの疑問点について説明していく必要はあるのかなというふうに思います。さまざまな課題が出てきた場合は、迅速に対応し、改善しながらよりよい方向に持っていくよう努力していきたいというふうに考えています。以上です。

○佐々木謙二議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

実質公債費比率について算出方法が変更される前の計算式を用いればどれぐらいになるのかと、20年度の目標値の25.9%と比較してどうな

るかということでございますが、変更される前の計算式を用いますと26.1%というふうになります。この実質公債費比率は、大まかに申し上げますと標準財政規模に占める地方債の元利償還金の割合、これの3カ年平均を示すものでありますけれども、長井市は財政健全化計画の認定団体ということで、高率債、高い利率の起債の借りかえとか繰り上げ償還、そういったものを行いながら将来の公債費負担の軽減を図っております。

この計算式変更後、要するに新しい23.5%というふうな数字の推移で財政健全化計画を見ますと、平成23年度で20%を切って19.9%というふうになるような見込みで今動いております。

次に、財政運営のポイントということでございますけれども、まず第1番目に挙げたいのが、先ほど市長からもありましたが、現在認定を受けております公債費適正化計画と、それから財政健全化計画、これの枠に従って財政的な政策に取り組むことが必要だと思っております。

まず1つには、昨年度一般財源として繰りかえ使用しております特定目的基金への繰り戻しをまず行いたい。繰りかえ運用の早期解消を図っていきたいと思っております。

また、2つ目としましては、19年度決算で生じた2億3,000万円程度の繰越金からできる限り財政調整基金の方へ回して造成を図りたいというふうに考えております。目標としましては、3億円から5億円程度までを積み立てを目指していきたいと考えております。

3点目としましては、学校耐震化の取り組みであります。今現在の24年度までの財政の中期展望では、長井小学校の第3校舎の耐震化については計画の中に取り組んでおりますけれども、ほかの学校につきましても前倒しで何とか計画に取り組めないか検討が必要だというふうに考えております。

また、4点目としましては、この中期展望に

は取り込んでおりませんが、学校給食共同調理場の改築、それから清水保育園、はなぞの保育園などの老朽化した保育施設の改築についても計画に取り込む必要があるのではないかとこのように考えております。

さらに5点目としましては、現在公共用地として先行取得してあります学習プラザ周辺の運動公園用地の方向づけでございます。これにつきましては平成26年度までに正規の事業として取り込む必要があります。その時点で方向性が定まっておりますと、3億80万円という高額の借入金を一括返済する必要が出てくるというふうになっておりますので、これについても早急に方向づけが必要となっております。

その次、6点目としましては、経費の削減の観点ということで、議員のご質問にございました借地の見直しというふうな考えもございまして、これは多額に上る恒常的な借地の軽減を図りたいというふうなものであります。公共施設の用地として借り受けて継続して支払いを続けなければならない土地借上げが年間65件ほどございまして、約2,500万円以上に上っております。これらのうち高額なものにつきましては、1件で100万円前後から、最高で450万円ほどになるものもございまして、これらを借上げ料として毎年予算化しなければならない状況でございまして、財政の弾力性を阻害する一因となっております。これらについて早い時期に買収、買い取りするか返還するなどして将来の負担を軽減していかなければならないのではないかとこのように考えております。以上です。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれ回答いただきましたが、市長に1点と教育長に1点だけ再質問させていただきたいと思っております。

市長から見解あったわけですが、職員の間でうんとやっぱり心配な声出てるんですよ。何でこういうことが突然起こるんだと。具体的

に申し上げますけれども、ここはやっぱりこれからは私はちゃんと意を用いてもらいたいというふうに思ってるんです。先頭で頑張るわけですから、そういう誤解を受けたりすることないような対応をぜひお願いをしておきたいと思えます。

教育長にお伺いしますけども、1年半かけて例えば今の運営協議会や、あるいは館長や主事というところと話をしてきた。私どもには、質問でも申し上げましたけれども、3回にわたって資料をもとに説明があった。だけど主事の皆さん、全員ではありませんよ、おっしゃるには「本当によし、これでやんべというふうにならない」と言うわけよ。何でなんですかね。理解を得たと思ってると言われるけども、実際本当にどうなんでしょうか。先ほど大道寺議員からもありましたし、私もそうですけども、3回私ども説明受けました。けども本当に何なんだかというのがわからない。ここは経過の中でいろいろしてござったのは私わかるけども、まだまだそういう意味では理解をすることや、あるいはこれでやろうというふうにはなっていないというふうにとらえていくのが私自然な姿だと思うんです。やる方、やりたい方は頑張って頑張ってこうにしたんだということを強調されるようですけども、受け取る側はそういう実態なわけですから、そこに返って私は対応する必要があるんだと思うんです。そこのところについてもう一回お伺いをして私の質問終わります。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

十分これからは注意して進めてまいります。おわびいたします。

○佐々木謙二議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今、高橋議員からご指摘のとおりだというふうに私も思います。受託する団体の方がこれでやろうという意識の高まりがないと本当に大変だなというふうに思いますので、

私どもとしてはこれまで十分に説明をしてきたつもりでおっても受け取る側がそういうふうな状況だということをお話お聞きしましたので、これについて再度疑問点に説明をするという形で主事の皆さん方にはもう一回話し合いを持ちたいなというふうに思います。

鈴木悟司議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位9番、議席番号2番、鈴木悟司議員。

(2番鈴木悟司議員登壇)

○2番 鈴木悟司議員 9月定例会の一般質問に際して、私の通告している質問事項は2点であります。市長以下当局の皆様におかれましては、簡潔明瞭なご答弁をお願い申し上げます。

議員の皆様にも最後の質問でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

先に、長井市学校給食の米飯供給についてお伺いいたします。

長井市においては、学校給食は学校給食法により学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであるとの意義が示されております。給食の実施に際しては、1つ目に日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、2つ目に学校給食を豊かにし、明るい社交性を養うこと、3つ目に食生活の合理化、栄養の改善及び健康の推進を図ること、4つ目に食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこととあります。

また、教育活動の一環として特別活動の中に位置づけられています。学習指導要綱では、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、学校給食と望ましい食習慣の形成を行うと示されています。

+